

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています

- オンライン資格確認を行う体制を有しています
- 受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年6月1日より下記の通り診療報酬点数を算定いたします

<初診時>

- **医療情報取得加算1：3点（月に1回）**
 - ①健康保険証にて資格確認を行った場合
 - ②マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合
- **医療情報取得加算2：1点（月に1回）**
 - ①マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
 - ②他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

<再診時>

- **医療情報取得加算3：2点（3ヵ月に1回）**
 - ①健康保険証にて資格確認を行った場合
 - ②マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合
- **医療情報取得加算4：1点（3ヵ月に1回）**
 - ①マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
 - ②他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします

公益社団法人浅草歯科医師会
田昌文歯科医院
院長 田昌文